時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月極休刊
〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行　〃　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄送に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるみとなり寡からず稱り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

米國に於ける我出稼人の退去

米國アイダホー州に在留の日本出稼人數百名が彼の國人の爲めに理不盡にも同地方より退去せしめられたりとて目下世上の取沙汰頗る喧しく中には此事を聞て非常に激昂し口を極めて米人の無禮を罵り是非とも速に果斷の處置を施して以て我國辱を雪がざる可らずなど主張して止まざる者さへ少なからず元來此度の騒動は去七月中に起りたるみとにして其頃の米國新聞紙に之を略記せしものありしかば時事新報は半信半疑のまゝ該記事を譯載し置きたる處その後桑港の或新聞紙に「日本人に對する十字軍」などゝ題して如何にも事々しく其退去の模樣を書き立てたるより遽に本邦人の注意を惹起して急に事の評判を高くしたるものゝ如し米國新聞紙の餘りに誇張すれば針小の事をも棒大に云ひ做すの例少なからざれば其紙上掲載の事項なりとて容易に信を置く可らざるは勿論なれども彼の勞働社會の者共が東洋人種一般に對する其平生の感情及び畢竟を以て推すときは此度の事件の如きは隨分實際に生じ得べき事柄にもあり且又如何に米國の地方新聞紙なりとて全く無根の虚聞を傳ふ可き謂れもなければ我輩は右退去の新聞を以て一概に虚傳妄説なりとして排斥する者にあらず抑も日本と米國とは是れまで甚だ親密にして彼の國人は我に對して曾て友誼を破りたるみとなく我國の爲めに取りては世界萬國中最も親愛す可き信義の國なりと我も人も皆共に信じ居たる其米國の内地に於て今回計らずも斯る不幸なる一珍事の生じたるは實に遺憾千萬の次第なれども一歩を進めて彼の國情を詳にするときは此出來事の如き事ろ些細の事件にして是れが爲めに日米兩國間の親交を傷るが如き憂は萬々あるまじからずと我輩の信じて疑はざる所なり何となれば此度の暴行に與りたる者は悉皆下等の勞働者然かも愛國、伊太利等より居を移して未だ米國の事情に疎く（憤れず慎んで）や日本人に對して何事を知る可きや唯その國體風俗の己れに殊なるあれば之を東洋人として其東洋人の間に日本人と支那人との別あるを知らず其目的は他方に勞働の競爭者を少なくし己れの賃錢を高くしかつ自己を飲さんとするより外に何等の思慮分別もなき愚民なればなり米國の勞働社會は近來賃銀及び勞働時間のみとに付き頻りに不平を唱へ種々樣々の策略手段を行ふて成丈け餘計の錢を取り成丈け少しく働かんことを勉むるの餘り往々法外なる暴行を逞ふするの事實なきにあらず心ある者は竊に之を憂ふと雖も錯雜極まる大國の人事中その風潮の勢を制するに由なし偶ま犯罪の證跡顯然たる者あれば警察の手を以て之を捕縛する位のみとにして唯その一時を彌縫するに過ぎずと云ふ故に此度の出來事に就ても其風聞を傳ふるときは東部諸州の人民は申すまでもなく都て彼國上流の士人は暴行者の暴を惡んで日本出稼人の不幸を憐み同情の意を表せざる者はなかる可し我輩の敢て保證する所なり然るに今我國人が彼の一片の新聞紙を見て之に驚き眩き米國中の一地方に云々の事變を生じたりとて之に由りて彼國全體の人心を卜し米人は日本人を敵視するものなりと遽了するが如きは之を評して判斷の穩なるものと云ふ可らざるが如し聞く所に據れば我政府は既に桑港の領事館に電報を發してアイダホー地方の實況を調査す可きみとを命じたりと云ふ若しも領事館の報告にして桑港新聞紙の所記に異ならず眞實日本人の逆遇されたるみとを判然したらんには其時に至り始めて米國政府に向て公然たる掛合を爲すも曉からぬみとなり實地の模樣も明白ならざる今日に當て漫に米人の無禮を憤り米國に在留する日本人が米人の爲めに退去せしめられたるからは我國に在留する米國人を國外に放逐して其返報を爲す可しなど説を爲すものもなき世界の曲直は遂に堙沒す可きものにあらず事を急にして事を破るの事例多きを以て況して其事は外交に關して最も機密を要する所のものなれば我輩は漫に喙を容れず一に之を我外交官に任して唯その成跡の如何に注目し時に當りて論するみとある可きのみ

官報

○文部省告示第八號
明治十九年十二月文部省令第二十一號尋常師範學校尋常中學校及高等女學校教員免許規則ニ依リ來ル明治二十六年一月檢定方施行スヘキニ付檢定ヲ受ケント欲スル者ハ本年十月二十日マテニ右願書等ヲ地方廳ニ差出スヘシ
地方廳ニ於テハ十一月十五日マテニ當省ニ差出スヘシ
明治廿五年九月廿九日　文部大臣河野敏鎌

○文部省告示第九號
一小學校ノ教科用圖書ハ生徒用教師用ノ二種トス
一小學校ノ作文手工唱歌裁縫及體操科ニ係ル圖書ハ生徒用教科書ヲ採定セサルニ依リ教師用ノモノヽミ之ヲ檢定ス
明治廿五年九月廿九日　文部大臣河野敏鎌

○遞信省告示第二百十二號
長門國下ノ關海峽ノ北西藍ノ嶋浮標暴風ノタメ正位置ヨリ南東ニ方リ其距離凡ソ三鏈ノ處ニ流轉セリ但シ不日舊位置ニ碇置ノ上ハ更ニ其旨告示スヘシ
明治廿五年九月十九日　遞信大臣伯爵黑田清隆

○東京府告示第六十三號
第四區補闕衆議院議員ノ撰擧ヲ行ハシメシニ其當撰人左ノ如シ

時五十二分、五時九分、八時四十六分〇（上り）　午前七時十九分、十時五十六分、二時四十四分、六時三十分　午後二時三十分、午後四時十九分、午後七時三十分、午後十時二十分　〇（下り）　午前七時十分、十時十分、午後二時十分、午後四時十二分、午後七時十分、午後十時二十分　〇（小山）　午前六時十分、九時十五分、午後二時二十分、四時二十二分、八時二十分

時五十分、十一時十四分、午後四時十九分、〇（上り）（小山）　午前五時十分、七時十分、十一時十七分、午後三時七分、午後三時十分、午後六時三十分、●前橋發（小山）　午前六時十分、午後二時十分、午後六時十分　〇水戸線（水戸）　午前六時十分、九時十五分、午後二時十五分、五時十五分、午後七時十五分、午後十時二十分　●前橋發（水戸）　午前七時十分、午後二時十五分、午後七時十五分、午後十時二十分　〇（下り）（小山）　午前五時十分、七時十分、午後一時十五分、四時十分、午後七時十分、午後十時十分　●水戸發（小山）　午前六時十分、九時十五分、午後二時十五分、五時十五分、午後七時十五分、午後十時二十分

○東京府告示第六十四號
第四區補闕衆議院議員ノ撰擧ヲ行ハシメシニ其當撰人左ノ如シ

時五十二分、五時九分、八時四十六分〇（上り）　午前七時十九分、十時五十六分、二時四十四分、六時三十分　午後二時三十分、午後四時十九分、午後七時三十分、午後十時二十分　〇（下り）　午前七時十分、十時十分、午後二時十分、午後四時十二分、午後七時十分、午後十時二十分　〇（小山）　午前六時十分、九時十五分、午後二時二十分、四時二十二分、八時二十分

時五十分、十一時十四分、午後四時十九分、〇（上り）（小山）　午前五時十分、七時十分、十一時十七分、午後三時七分、午後三時十分、午後六時三十分、●前橋發（小山）　午前六時十分、午後二時十分、午後六時十分　〇水戸線（水戸）　午前六時十分、九時十五分、午後二時十五分、五時十五分、午後七時十五分、午後十時二十分　●前橋發（水戸）　午前七時十分、午後二時十五分、午後七時十五分、午後十時二十分　〇（下り）（小山）　午前五時十分、七時十分、午後一時十五分、四時十分、午後七時十分、午後十時十分　●水戸發（小山）　午前六時十分、九時十五分、午後二時十五分、五時十五分、午後七時十五分、午後十時二十分

雜報

明治廿五年九月十九日　東京府知事富田鐵之助　樋本正監

○第四議會の三問題　第四議會に提出さるべき豫算の大體會議さへ未だ結了せざる今日に在ては第四議會の形勢を實測するみと容易ならず雖ども今日の狀勢を以て想像すれば目星しきは先づ鐵道、地價修正、及び條約改正の三問題にして豫算は例に依り民黨が政府攻撃を試むる材料中の一たるべし然れども概算會議の傾向を以て推測すれば政府は經常費すら尚は削減して民黨の反對を避け又其反對の烈しき事柴は見合すの外なしと云ふが如き意氣込なりと云へば議論あるは剩餘金支出の一條なるべし而して鐵道問題に就ては議論必ず滿場に沸騰すべしと雖ども其議論たる、議員間の地方的爭論にして政府は第三者として議論の渦外に超然たるを得べく唯注意を要するは早く鐵道會議を組織して第四議會に於ける鐵道問題の準備を整へ他より攻撃の喙を容しめざるに在のみ地價修正問題は衆院の議場に於る論鋒强かるべしと雖ども貴院に於ける現政府の勢力は松方内閣の折より强るべく從て松方内閣が第三議會に於て同問題排斥の爲めに内々手を廻したるが如き拙策を取るも及ずして巧に其修正法案は貴院に於て否決せられ政府は遂に修正反對の意思を顧ずして其本旨を達し得るみとならん次に條約改正の事に就ては必ず質問等起るなるべしと雖ども條約の締結は天皇の大權として明に憲法第十三條に規定しあれば議會の雜題を簡單に云ひ釋く術あるのみならず事に英敏の元老揃なれば容易く手を出して又手を燒くの拙は萬々行はざるべし之を要するに第四議會の諸問題に就ては政府は山縣松方の兩前内閣よりも巧に民黨の攻撃を避くべければ外觀上一層超然主義の樣を粧ふみとなるべしと云

○愛知縣第六區の現況　愛知縣第六區の衆議院議員撰擧期日は追々切迫し來れり最初より運動に餘念なきは加藤喜右衛門氏にして氏は近頃自由黨は入り民黨候補者として打て出たり改進黨の吉田甚平氏今尚自ら進て運動せず氏にして公然旗色を翻さば目下東海道遊説中の嶋田三郎氏等は同區に入りて氏の運動を助くる筈にて既に其旨の電報を發したる由なれども氏は之を辭退したりとか前代議士青樹英二氏も矢張り公然候補者を名乘らず其決心は何處の邊にありや撰擧者は殆んど方向に迷へりと云ふ左れば或る一涙の人々は事ろ他地方の人を招き來るべしとて駐會議長内藤魯一氏を迎へんと企つるものあるよしなれども内藤氏は三戰三敗の經驗もあれば容易には此區に入らざるべしと云ふもあり

○新發明虎列刺豫防法　近頃佛京巴里のパストア病院に於て虎列刺病豫防法の新發明成れり其發明者は久しく同院に於て病理の研究に從事せるドクトル　ホフキン氏にして其豫防法は天然痘及ハイドロフオビヤの豫防法と同じく病毒を種えて以て感染せざるに至らしむるものなりと云ふ氏の云ふ所に據れば種々の動物を以て試驗の際自然の虎列刺病に感染して之を移植せざるものは總べて死亡したれども移植したるものは孰れも死せず家兎、豚、鳩等に試みて好結果を得ければ氏は病毒の力を弱か弱くして之を自分の體に移植したるに其効め異狀を感じたるは體温少し騰り、弱か苦痛を覺え口中乾き、移植の場所腫れ上りたるまでにて腸に

は何等の變狀をも呈せざりしが數日を經て大村氏の演説を爲したり依て更に衆勢を窺ふに其勢力は前日に異なるみとなけれども目下頻りに研究中なるのみならず移植法の略前と異なるみとを確めたり米國新聞紙の所記に

○北白川宮妃殿下一行　は去る十日午後二時内を發し同日午後二時に於て政談演説會を開きたるに出席の申込を受けたる者二百餘名の有志一堂に會して米内澤氏を發して米内澤氏に至る迄の政談演説會を開き終り山名兩氏の演説あり九時米内澤を發し能登に於て演説會を開きたる者あり午後六時頃より演説會を開きたる者あり終り午後六時頃より東京に歸着せり

○西郷伯の一行　よりの通信
今午前十一時より演説會を開き何れも當地の財産家田代議士の演説あり午後二時より演説會せり一行は今夜出發して東京へ歸着せり

○品川子の一行　よりの通信
九月十七日午後二時より演説會を開き直に懇親會を開く時事を談し又一行は今夜出發して東京へ歸着せり

○高崎男爵　高崎正風氏

○三宮式部次長の歸京
日光より歸京せり

○文部省告示第九號
明治十九年十二月文部省令第二十一號尋常師範學校尋常中學校及高等女學校教員免許規則ニ依リ來ル明治二十六年一月檢定方施行スヘキニ付檢定ヲ受ケント欲スル者ハ本年十月二十日マテニ右願書等ヲ地方廳ニ差出スヘシ
地方廳ニ於テハ十一月十五日マテニ當省ニ差出スヘシ
明治廿五年九月廿九日　文部大臣河野敏鎌

○遞信省告示第二百十二號
長門國下ノ關海峽ノ北西藍ノ嶋浮標暴風ノタメ正位置ヨリ南東ニ方リ其距離凡ソ三鏈ノ處ニ流轉セリ但シ不日舊位置ニ碇置ノ上ハ更ニ其旨告示スヘシ
明治廿五年九月十九日　遞信大臣伯爵黑田清隆

○東京府告示第六十三號
第四區補闕衆議院議員ノ撰擧ヲ行ハシメシニ其當撰人左ノ如シ

○東京府告示第六十四號
第四區補闕衆議院議員ノ撰擧ヲ行ハシメシニ其當撰人左ノ如シ